



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 保安林の指定をする件 (農林水産三三一～三三三)
○農薬を登録した件 (同三三三)
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件 (経済産業二二)
○都市計画に関する件 (国土交通三五三、三五四)
○砂防法第二条の土地を指定する件 (同三五五～三五八、三六一～三六六)
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (同三五九、三六〇)
○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛六四～六六)
○道路に関する件 (東北地方整備局三三～三六)
○都市計画に関する件 (関東地方整備局六六)
○道路に関する件 (近畿地方整備局一五、一六)
○道路に関する件 (九州地方整備局二八、二九)

七 六 三 二 一

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

(山梨労働局最低賃金公示)

戸籍が滅失した件(法務省告示配四三)

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○農林水産省告示第三百三十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月十一日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市城崎町飯谷字セバト一〇〇、一二〇六(次の図に示す部分に限る)、字兵ノ谷一二一〇の一(次の図に示す部分に限る)。
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三百三十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月十一日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日高町万場字添越八五
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三百三十三号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月十一日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日高町殿字古ヤノ谷一五の一、一六、字須山二三の一、二二三の三、二三の四
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第三百三十四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月十一日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日高町八代字堂沼一〇九、一一〇、字袋谷一一一の一、一一一の二
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百三十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日高町羽尻字寺谷一四二の四
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百三十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日高町羽尻字喜十郎谷一八二
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百三十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日出町暮坂字ウシワ六、六の三、六の五、六の七、六の九
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百三十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年三月十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 保安林の所在場所 兵庫県豊岡市日出町福見字家奥八〇、字シムラ八二の一、八四、日出町荒木字測ヶ谷八八
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第三百三十九号
 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年二月四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
 令和八年三月十一日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 登録番号 農薬の種類 農薬の名称 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
- 25008 ナリンベニコソゾール乳剤 マネーヅ乳剤 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 北興化学工業株式会社 代表取締役社長 佐野健一
- 25009 クロロゲンナリニアロール・インヒビトル剤 フエルクラセツカリス 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 友化学株式会社 社長 水戸信彰
- 25010 ヘンタゾン液剤 バチグラン・スカイ液剤 東京都中央区日本橋錦町三丁目4番4号 BASFジャパン株式会社 代表取締役社長 フレイトムスセイトラムハンジ

○経済産業省告示第二十二号
 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月十二日から施行する。
 令和八年三月十一日

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県 八潮市	令和七年一月二十九日から令和八年六月十一日まで

○国土交通省告示第三百五十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年三月十一日

- 国土交通大臣 金子 恭之
- 施行者の名称 国土交通大臣
 - 都市計画事業の種類及び名称 平成三十一年大磯町告示第十二号大磯都市計画公園事業八・四・一 号明治記念大磯邸園
 - 事業施行期間 自平成三十一年二月十三日至今和十一年三月三十一日
 - 事業地 変更なし
 - 取用の部分 なし

○国土交通省告示第三百五十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年三月十一日

国土交通大臣 金子 恭之

- 施行者の名称 国土交通大臣
- 都市計画事業の種類及び名称 平成三年建設省告示第二百四十八号長岡都市計画公園事業九・七・一号国営越後丘陵公園
- 事業施行期間 自平成三年二月二十日至今和十年三月三十一日
- 事業地 変更なし
- 取用の部分 平成三年建設省告示第二百四十八号、平成八年建設省告示第四百四十二号、平成十三年国土交通省告示第四百三十五号、平成十五年国土交通省告示第三百二十九号、平成二十年国土交通省告示第三百八十五号、平成二十五年国土交通省告示第二百九十八号、平成三十年国土交通省告示第九十七号の事業地のうち新潟県長岡市親沢町を削る。

○国土交通省告示第三百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新梨川

二 砂防法第二条の土地の表示

山梨県西八代郡市川三郷町下芦川の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年建設省告示第六百六十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第九百九十九号で指定した新梨川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°32' 18.6047"	138°35' 01.5566"
2	35°32' 18.5593"	138°35' 01.2638"
3	35°32' 19.0670"	138°35' 00.4575"
4	35°32' 19.7909"	138°35' 00.1769"
5	35°32' 20.4054"	138°35' 00.3206"
6	35°32' 20.1330"	138°35' 01.5606"
7	35°32' 20.1225"	138°35' 02.1108"
8	35°32' 19.3972"	138°35' 02.2194"
9	35°32' 18.8686"	138°35' 02.0145"

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金原沢B

二 砂防法第二条の土地の表示

静岡県浜松市天竜区石神の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53' 59.4124"	137°46' 25.7819"
2	34°53' 59.3438"	137°46' 26.1265"
3	34°53' 59.6716"	137°46' 26.2034"
4	34°53' 59.8710"	137°46' 26.4920"
5	34°54' 00.0866"	137°46' 27.1381"
6	34°54' 00.0810"	137°46' 27.3086"
7	34°53' 59.4476"	137°46' 28.4649"
8	34°53' 58.4337"	137°46' 29.2299"
9	34°53' 58.4786"	137°46' 28.7222"
10	34°53' 58.5046"	137°46' 27.1733"
11	34°53' 58.5106"	137°46' 26.9893"
12	34°53' 59.1102"	137°46' 26.0718"
13	34°53' 59.2260"	137°46' 26.4185"
14	34°53' 59.3045"	137°46' 26.3788"
15	34°53' 59.1644"	137°46' 25.9888"
16	34°53' 59.3178"	137°46' 25.7542"

○国土交通省告示第三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天川谷川

二 砂防法第二条の土地の表示

滋賀県高島市安曇川町上古賀の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第七号で指定した天川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°22' 35.9375"	135°58' 26.8056"
2	35°22' 35.9531"	135°58' 26.7247"
3	35°22' 39.1125"	135°58' 27.6293"
4	35°22' 41.8695"	135°58' 27.1579"
5	35°22' 42.8571"	135°58' 28.9579"
6	35°22' 44.8599"	135°58' 28.9425"
7	35°22' 46.6929"	135°58' 29.8113"
8	35°22' 48.0123"	135°58' 29.6346"
9	35°22' 49.6939"	135°58' 26.3628"
10	35°22' 50.5103"	135°58' 27.2327"
11	35°22' 49.9652"	135°58' 30.4892"
12	35°22' 48.2631"	135°58' 31.6481"
13	35°22' 48.0447"	135°58' 32.3502"
14	35°22' 49.0987"	135°58' 36.9281"
15	35°22' 48.8820"	135°58' 37.0070"
16	35°22' 47.8202"	135°58' 34.9125"
17	35°22' 46.9083"	135°58' 32.1606"
18	35°22' 41.7440"	135°58' 31.2821"
19	35°22' 40.7073"	135°58' 33.2090"
20	35°22' 39.7599"	135°58' 31.2003"
21	35°22' 36.4879"	135°58' 30.8816"
22	35°22' 35.2242"	135°58' 30.5197"
23	35°22' 35.6162"	135°58' 28.4785"

○国土交通省告示第三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥南川

二 砂防法第二条の土地の表示

宮崎県児湯郡新富町大字三綱代の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°04' 53.9354"	131°29' 01.4306"
2	32°04' 55.5134"	131°29' 01.7881"
3	32°04' 56.2458"	131°29' 02.2010"
4	32°04' 56.2034"	131°29' 02.2942"
5	32°04' 57.1828"	131°29' 02.9467"
6	32°04' 57.3340"	131°29' 03.5841"
7	32°04' 57.8119"	131°29' 03.4994"
8	32°04' 59.3271"	131°29' 05.2972"
9	32°04' 59.9596"	131°29' 07.0131"
10	32°05' 00.4714"	131°29' 08.7687"
11	32°04' 59.8272"	131°29' 09.0139"
12	32°04' 56.5964"	131°29' 04.7975"
13	32°04' 56.1026"	131°29' 03.6531"
14	32°04' 53.1456"	131°29' 02.1049"
15	32°04' 53.0535"	131°29' 01.8078"

○国土交通省告示第三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
簾舞川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞 四五番一 一号
四六番一 二号から四号まで
ロ 次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を令和二年国土交通省告示第千四百五十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
簾舞 五六番一 五号から十号まで
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
オカバルシ川
二(二) 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十九年国土交通省告示第百七十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区
藤野 六一六番一 地先道路敷 一号から四号まで

- 和歌山県新宮市高田
字空地
地先河川敷 一七五〇番 一号
地先河川敷 一七五〇番 二号から四号まで及び六号から十一号まで
一七五〇番 地先道路敷 十五号及び十六号
一七三五番 十二号から十四号まで
字戸矢倉 三一七二番五三 十七号及び十八号
三一七二番五四 十九号及び二十号
三一六一番 二十一号から二十三号まで
三一六三番 二十四号及び二十五号
三一六八番 二十六号及び二十七号
三一七〇番 二十八号及び二十九号
字遊居谷 一七三三番 七号
地先里道路敷 一七三三番 二十号から三十五号まで
一七三三番 三十八号から四十二号まで

○国土交通省告示第百六十一号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
弥生一の沢川

区	北緯	東経
1	44°20'10.9610"	142°23'06.8605"
2	44°20'09.0462"	142°23'06.1977"
3	44°20'08.1306"	142°23'04.6120"
4	44°20'07.3916"	142°23'04.2799"
5	44°20'07.4901"	142°23'03.5734"

(二) 砂防法第二条の土地の表示
北海道名寄市宇弥生の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

区	北緯	東経
1	43°48'52.1339"	143°51'11.1665"
2	43°48'52.2384"	143°51'08.8114"
3	43°48'53.0584"	143°51'08.7401"
4	43°48'55.1254"	143°51'09.1357"
5	43°48'57.2603"	143°51'08.7866"
6	43°48'57.4512"	143°51'09.6773"
7	43°48'54.3133"	143°51'10.6084"
8	43°48'55.0132"	143°51'11.9749"
9	43°48'54.5319"	143°51'12.7494"
10	43°48'53.9201"	143°51'12.1367"
11	43°48'52.6367"	143°51'13.7977"
12	43°48'52.3172"	143°51'13.3496"
13	43°48'53.1778"	143°51'12.2138"
14	43°48'52.2252"	143°51'11.9923"

○国土交通省告示第百六十二号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
打返沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示
山梨県甲斐市打返の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

区	北緯	東経
1	35°44'11.6141"	138°31'09.6589"
2	35°44'11.6091"	138°31'09.3968"
3	35°44'12.7837"	138°31'09.3612"
4	35°44'13.0802"	138°31'08.9646"
5	35°44'15.0348"	138°31'10.6184"
6	35°44'15.4632"	138°31'10.8180"
7	35°44'15.3060"	138°31'11.1642"
8	35°44'15.2744"	138°31'11.2100"
9	35°44'14.9248"	138°31'12.0025"
10	35°44'12.8165"	138°31'11.8575"
11	35°44'12.3672"	138°31'11.4040"
12	35°44'11.9783"	138°31'10.9346"

○国土交通省告示第百六十三号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年三月十一日
国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下鷹ノ谷川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
島根県仁多郡奥出雲町上阿井の区域内の土地のうち、次の一点から四十九点までを順次結んだ線及び一点と四十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°06′07.5220″	132°55′40.3138″
2	35°06′07.3997″	132°55′40.2825″
3	35°06′07.4001″	132°55′40.2201″
4	35°06′07.4012″	132°55′40.0356″
5	35°06′07.4027″	132°55′39.8017″
6	35°06′07.3878″	132°55′39.6647″
7	35°06′07.3806″	132°55′39.5688″
8	35°06′07.3691″	132°55′39.4171″
9	35°06′07.3455″	132°55′39.1032″
10	35°06′07.2687″	132°55′39.1120″
11	35°06′07.2409″	132°55′38.9478″
12	35°06′07.1531″	132°55′38.7200″
13	35°06′07.1437″	132°55′38.4622″
14	35°06′07.1393″	132°55′38.2317″
15	35°06′07.0959″	132°55′37.9581″
16	35°06′07.3599″	132°55′37.3288″
17	35°06′07.2820″	132°55′36.5618″
18	35°06′07.6867″	132°55′35.8708″
19	35°06′07.9799″	132°55′36.1743″
20	35°06′08.3416″	132°55′35.2944″
21	35°06′09.1482″	132°55′34.7299″
22	35°06′09.8302″	132°55′32.9878″
23	35°06′10.5146″	132°55′32.9198″

24	35°06′10.8675″	132°55′32.6042″
25	35°06′10.9943″	132°55′32.7803″
26	35°06′10.3382″	132°55′33.5987″
27	35°06′09.7230″	132°55′35.0787″
28	35°06′09.0421″	132°55′36.0995″
29	35°06′08.5595″	132°55′36.9613″
30	35°06′08.6894″	132°55′37.2573″
31	35°06′08.4516″	132°55′37.5747″
32	35°06′08.0711″	132°55′37.8121″
33	35°06′07.8402″	132°55′37.7960″
34	35°06′07.8077″	132°55′37.7801″
35	35°06′07.6437″	132°55′38.1743″
36	35°06′07.6934″	132°55′38.3356″
37	35°06′08.0317″	132°55′38.2966″
38	35°06′08.0093″	132°55′38.5816″
39	35°06′07.9255″	132°55′38.9284″
40	35°06′07.7080″	132°55′38.9535″
41	35°06′07.7195″	132°55′39.1625″
42	35°06′07.7226″	132°55′39.2123″
43	35°06′07.7387″	132°55′39.4596″
44	35°06′07.7517″	132°55′39.6227″
45	35°06′07.7650″	132°55′39.8902″
46	35°06′07.7732″	132°55′40.0534″
47	35°06′07.7554″	132°55′40.2992″
48	35°06′07.7323″	132°55′40.2932″
49	35°06′07.7427″	132°55′40.4049″

○国土交通省告示第三百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
東浦戸川
- 二 砂防法第一条の土地の表示
愛媛県今治市大三島町浦戸の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°12′56.3882″	132°57′48.2759″
2	34°12′55.9849″	132°57′48.5803″
3	34°12′55.6742″	132°57′49.5876″
4	34°12′55.2255″	132°57′49.6123″
5	34°12′54.7515″	132°57′48.7877″
6	34°12′54.8791″	132°57′48.1540″
7	34°12′53.3033″	132°57′47.2666″
8	34°12′54.9694″	132°57′45.8883″
9	34°12′55.5608″	132°57′46.1435″
10	34°12′56.0897″	132°57′46.9470″
11	34°12′56.8312″	132°57′46.8116″
12	34°12′57.2446″	132°57′46.7652″
13	34°12′57.1571″	132°57′47.4823″

- 一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
別府川

- 二 砂防法第一条の土地の表示
愛媛県東温市下林の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°46′33.9097″	132°52′14.0549″
2	33°46′33.6772″	132°52′14.4629″
3	33°46′33.2827″	132°52′14.4345″
4	33°46′32.1819″	132°52′13.3582″
5	33°46′31.8441″	132°52′13.4200″

6	33°46′31.6399″	132°52′13.1938″
7	33°46′31.6451″	132°52′12.7818″
8	33°46′31.9042″	132°52′12.4462″
9	33°46′31.5919″	132°52′12.1524″
10	33°46′30.3055″	132°52′12.1932″
11	33°46′30.3163″	132°52′11.5901″
12	33°46′31.4069″	132°52′11.3555″
13	33°46′31.6131″	132°52′10.7233″
14	33°46′31.8135″	132°52′10.6831″
15	33°46′32.3300″	132°52′11.8951″
16	33°46′32.5371″	132°52′11.6270″
17	33°46′32.9545″	132°52′11.7109″
18	33°46′33.0299″	132°52′12.3338″
19	33°46′34.0720″	132°52′13.4882″
20	33°46′33.9270″	132°52′14.0220″

○国土交通省告示第三百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ボンケラノ沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
福島県東白川郡棚倉町大字大楯の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を平成二十四年国土交通省告示第二百十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°59′38.0229″	140°19′17.7683″
2	36°59′37.7634″	140°19′18.0142″

3	36°59'37.6299"	140°19'18.4269"
4	36°59'37.6351"	140°19'18.8757"
5	36°59'37.8384"	140°19'19.5679"
6	36°59'38.0967"	140°19'20.1082"
7	36°59'38.0954"	140°19'20.6013"
8	36°59'37.8902"	140°19'20.5860"
9	36°59'37.3513"	140°19'18.9844"
10	36°59'37.2888"	140°19'17.9979"
11	36°59'37.3999"	140°19'17.5010"
12	36°59'37.6495"	140°19'17.1418"

国土交通省告示第三百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
 一 砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和八年三月十一日
 国土交通大臣 金子 恭之

1	33°04'07.1814"	130°51'42.7271"
2	33°04'08.2980"	130°51'42.9533"
3	33°04'09.2518"	130°51'42.8914"
4	33°04'09.7488"	130°51'43.2835"

5	33°04'10.8871"	130°51'43.3472"
6	33°04'11.5321"	130°51'42.9684"
7	33°04'11.8278"	130°51'43.1546"
8	33°04'10.7773"	130°51'43.8972"
9	33°04'09.4966"	130°51'43.7302"
10	33°04'09.1062"	130°51'43.3556"
11	33°04'08.3827"	130°51'43.3231"
12	33°04'07.7436"	130°51'43.7874"

防衛省告示第六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年三月十一日
 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年三月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日から同月二十二日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
 区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
 一 北緯三二度二〇分一二秒
 (イ) 北緯三度四七分一二秒
 (ウ) 東経一二八度四五分五二秒
 (エ) 東経一二九度〇九分五二秒
 自衛艦九隻
 実施艦 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
 三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

防衛省告示第六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
 令和八年三月十一日
 防衛大臣 小泉進次郎

日時 令和八年三月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
 区域 野島崎南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ク)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
 (ア) 北緯三四度三五分一二秒
 東経一四〇度一六分四八秒
 (イ) 北緯三四度一八分二二秒
 東経一四〇度三三分〇六秒
 (ウ) 北緯三四度〇八分一八秒
 東経一四〇度四分五九秒
 (エ) 北緯三四度〇一分五九秒
 東経一四〇度五七分〇七秒
 (オ) 北緯三三度五七分〇七秒
 東経一四〇度五五分一四秒
 (カ) 北緯三三度三四分二九秒
 東経一四〇度四分四七秒
 (キ) 北緯三四度三一分一二秒
 東経一四〇度七分四八秒
 (ク) 北緯三三度四七分〇六秒
 東経一四〇度二分五〇秒
 (ケ) 北緯三四度一分二一秒
 東経一四〇度一分〇九秒

実施艦 自衛艦十隻
 その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
 三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
 防衛大臣 小泉進次郎

〇東北地方整備局告示第三十三号
 次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。
 令和八年三月十一日
 東北地方整備局長 西村 拓

道路の種類 一般国道
 路線名 百四号
 沿道区域
 区 間 沿道区域の最大幅員 延長 道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
 八戸市根城四丁目一番二九から
 同市長苗代二丁目二六番一まで
 九・九五メートル
 二・六一九キロメートル
 電柱
 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十四号
次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
東北地方整備局長 西村 拓
（一）道路の種類 一般国道
（二）路線名 四十五号
（三）沿道区域

区 間 沿道区域の最大幅員 延長 道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
メートル キロメートル
五・八〇 三・九八三 電柱

八戸市長苗代二丁目二六番一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで
（四）図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十五号
令和八年三月十二日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
東北地方整備局長 西村 拓

届出対象区域の存する土地の所在地
（沿道区域の存する土地の所在地）
八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一まで（八戸市根城四丁目一番二九から同市長苗代二丁目二六番一まで）
届出対象区域に接続する道路の路線名 一般国道百四号
電柱

図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十六号
令和八年三月十二日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
東北地方整備局長 西村 拓

届出対象区域の存する土地の所在地
（沿道区域の存する土地の所在地）
八戸市長苗代二丁目二六番一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで（八戸市長苗代二丁目二六番一から同市大字市川町字和野前山一七番二〇まで）
届出対象区域に接続する道路の路線名 一般国道四十五号
電柱

図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 千葉県 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年関東地方整備局告示第百四号野田都市計画道路事業
- 三・四・二十号今上木野崎線、三・五・二十一号亀山宿里線及び三・四・十二号宮崎山崎線
- 三 事業施行期間 自平成二十四年三月二十八日至今令和十五年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第十五号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
近畿地方整備局長 齋藤 博之
（一）道路の種類 一般国道
（二）路線名 四十二号
（三）道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別
有田市辻堂字大芝六四九番一から同市辻堂字大芝六七九番一まで
メートル キロメートル
一一・六四一 四・〇〇
一一・二六五 一四・三七
〇〇・〇〇八三

（四）図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
近畿地方整備局長 齋藤 博之
路線名 供 用 開 始 の 区 間
四十二号 有田市辻堂字大芝六四九番一から同市辻堂字大芝六七九番一まで
近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月十一日

○九州地方整備局告示第二十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
九州地方整備局長 垣下 禎裕
（一）道路の種類 一般国道
（二）路線名 五十七号
（三）道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長
後別
熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内
前 二〇・四五〇 三六・六〇
後 二一・〇六五 三七・八八
メートル キロメートル
〇〇・〇一三

（四）図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十九号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
九州地方整備局長 垣下 禎裕
路線名 供 用 開 始 の 区 間
五十七号 熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内
九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月十一日

国会事項

参議院

質問主意書提出
三月九日議員から次の質問主意書が提出された。

ホルムズ海峡を巡る情勢と存立危機事態の関係
に関する質問主意書(辻元清美提出(第九号))
福島県におけるがんの多発状態に関する質問主意書(福島みずほ提出(第一〇号))

質問主意書転送

三月九日次の質問主意書を内閣に転送した。
電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底
に関する質問主意書(石垣のりこ提出(第四号))
「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義
及び該当性の基準に関する質問主意書(石垣のりこ提出(第五号))

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十條の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

同

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を免する(以上三月八日)

(東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事)判事兼簡易裁判所判事

兼官を免する(三月九日)

叙位・叙勲

○叙位

從五位に叙する(各通)
加藤 廣輝 川越 康男
(宮城県美里町議会議員)
渡谷 晃一 中村 勳

正六位に叙する(各通)
稲田 昭彦 龜田 光重
北出 隆一 小林 正巳

石岡 眞人 奥村 顕祥
金澤 郁夫 狩谷 和夫
酒井 宏 庄司 昭夫
堀内 利男 豊本 豊
山崎 淳三 山本 裕幸
瓜生 敏男 佐々木朔郎
從六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)(以上二月二日)
(神戸大学名誉教授)
(鹿児島大学名誉教授)
正四位に叙する(各通)
宮島 彰
從四位に叙する(各通)
(一等陸佐)

從五位に叙する(各通)
安藤 市人 小川 建士
竹下 哲也 牧 勝治
山本 藤則 酒井 昭夫
正六位に叙する(各通)
青山 圭吾 石田 政利
伊藤 憲明 江澤 和男
岡 武彦 香川 努
勝野 清 黒下 義雄
染野 昌義 中村 隆夫
松浦 一之 丸山 勝治

從六位に叙する(各通)
川北 岩夫
正七位に叙する(各通)
從七位に叙する(以上二月三日)
(福岡教育大学名誉教授)
正四位に叙する
正五位に叙する

從五位に叙する(各通)
居原田順司 重山 邦雄
中西 俊博 濱瀬 清定
丸山 庸行 三塚 久治
正六位に叙する(各通)
井ノ下実雄 上野 隆治
小松 興明 後藤 一洋
佐藤 明 清水 正美
高橋 一雄 辻浦 一雄
吉村 孝宏 舟倉 武則

從六位に叙する(各通)
田中 由夫
森 繁巳
矢嶋 正一
豊田 隆之
齋藤 豊
角 正武
保坂 茂昭
藤田 賢一

正七位に叙する
大木 柁己 加納 嘉彦
從七位に叙する(各通)(以上三月四日)
平野 忠夫
從六位に叙する(二月六日)
津田 隆英 渡邊 嘉夫
從六位に叙する(各通)(二月八日)
藤田桂太郎

○叙勲
(宮城県美里町議会議員)
旭日双光章を授ける(二月二日)
櫻井 功紀
高田 克重
旭日双光章を授ける
(以上二月四日)
山田 博
瑞宝小綬章を授ける(各通)
稲田 昭彦 龜田 光重
加藤 廣輝 堀内 利男 狩谷 和夫
(各通) 松村 芳彦

瑞宝双光章を授ける(各通)
石岡 眞人 田村 道男
(各通) 山本 裕幸
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月二日)
山本 裕幸
(神戸大学名誉教授)
瑞宝中綬章を授ける
小川 建士 勝野 清
(一等陸佐) 佐藤 清美
中村 勝夫 松浦 一之 山本 藤則

九州地方整備局公示
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七條第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十一日
九州地方整備局長 垣下 禎裕

道路の種別 一般国道
路線の種類 五十七号
区域 熊本県菊池郡大津町大字室宇東迫尻六七六番地内
(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年三月十二日
(七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、三月八日午後五時二十六分御出門、二〇二六ワールドベースボールクラシック一次ラウンド東京プール「日本対オーストラリア」を御観戦のため、東京ドーム(文京区)へ行幸啓、同二十時二十九分還幸啓になった。

御祝電
天皇陛下は、ポルトガル大統領アントニオ・ジョゼ・セグーロ閣下の大統領就任につき、三月九日御祝電を寄せられた。

官庁事項

官報

瑞宝単光章を授ける(各通)
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける(各通)
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月四日)
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月四日)

瑞宝単光章を授ける(各通)
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける(各通)
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月四日)
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月四日)

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県電気機械器具製造業最低工賃（令和5年山梨労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月11日

山梨労働局長 岩崎 充

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 山梨県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

Table with 4 columns: Item (品目), Process (工程), Specification (規格), Amount (金額). Rows include items like ビニル線, コイル, and コネクター.

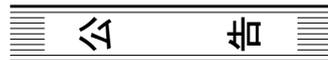
4 効力発生の日 令和8年4月10日

法務省告示第四十三号

青森県上北郡横浜町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

令和八年三月十一日 法務大臣 平口 洋
青森県上北郡横浜町字五百目木十一番地

三崎 八太



諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第81628号

大阪市阿倍野区天王寺町北1-8-47

申立人 朝日プラザ天王寺管理組合

本籍岡山県岡山市東区水門町938番地、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町北1丁目8番47-316号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和元年7月1日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和26年3月21日、職業不明

被相続人 亡 定本 正雄

大阪市北区西天満1-10-8 西天満第11松屋ビル306

相続財産清算人 弁護士 大山 弘通

催告期間満了日 令和8年10月20日

大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80097号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行

本籍大阪府大阪市淀川区加島1丁目21番、最後の住所大阪市淀川区加島4丁目16番35号リュミエール加島315号、死亡の場所大阪府大阪市淀川区、死亡年月日令和7年11月20日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和5年11月7日、職業無職
被相続人 亡 本阪ミヨ子
大阪市北区天神橋2丁目北1-21 八千代ビル東館6階

相続財産清算人 弁護士 杉口 仁

催告期間満了日 令和8年10月20日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40553・40573号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

兵庫県加古川市上荘町葉栗412番地2

申立人 岸本 忠芳

本籍兵庫県加古郡播磨町大中2丁目603番地、最後の住所神戸市垂水区舞多間東2丁目8番1号、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所兵庫県加古郡阿閩村、出生年月日昭和22年6月14日、職業歯科医師

被相続人 亡 浅原 重利

神戸市中央区多聞通2丁目4番4号 ブックローン神戸ビル東館7階 かけはし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 明子

催告期間満了日 令和8年10月9日

神戸家庭裁判所

令和8年(家)第4002号

大阪府大阪狭山市大野台3丁目24番5号

申立人 森西 正雄

本籍東京都文京区湯島1丁目14番地、最後の住所大阪府河内長野市旭ヶ丘5番3号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日令和7年7月27日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和15年2月9日、職業無職

被相続人 亡 小林茂登女

事務所大阪府中央区瓦町1-6-10大阪Jビル4階

相続財産清算人 弁護士 橋本 亮太

催告期間満了日 令和8年10月5日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第70282号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県加古川市加古川町中津613番地15、最後の住所兵庫県加古川市平岡町新在家925番地の10、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和6年8月21日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和13年2月24日、職業不明

被相続人 亡 岸間 祥晏

事務所兵庫県姫路市南畝町1丁目4番地STR EAM法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 政希

催告期間満了日 令和8年9月24日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年(家)第70013号

兵庫県姫路市夢前町前之庄1053番地8

申立人 丸尾 隆弘

本籍兵庫県姫路市網干区浜田438番地、最後の住所兵庫県姫路市網干区浜田457番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年10月8日頃、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和27年7月6日、職業無職

被相続人 亡 丸尾 邦明

事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2

弁護士法人藤田・川崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川崎 志保

催告期間満了日 令和8年9月24日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第1197号

大阪府堺市南区茶山台2丁3番8-306号

申立人 宮崎 孝志

本籍高知県香南市野市町西野41番1地、最後の住所高知県香南市野市町西野41番地1、死亡の場所高知県香南市、死亡年月日令和3年9月3日、出生の場所高知県香美郡野市町、出生年月日大正13年3月22日、職業不明

被相続人 亡 宮崎 房子

事務所高知県南国市東崎947番地1

相続財産清算人 司法書士 川井 大輔

催告期間満了日 令和8年9月30日

高知家庭裁判所

令和8年(家)第1022号

兵庫県神戸市中央区下山手通6-1-6
ワコーレ元町ハウス401号

申立人 松林 明子

本籍高知県高知市追手筋2丁目1番地、最後の住所高知市万々219番地9、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年10月30日、出生の場所満洲国、出生年月日昭和18年5月23日、職業無職

被相続人 亡 松林 康明

事務所高知市丸ノ内1-6-2 丸の内タムラビル3階

相続財産清算人 弁護士 中橋 紅美

催告期間満了日 令和8年9月30日

高知家庭裁判所

令和7年(家)第40004号

北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
申立人 倶知安町

本籍北海道虻田郡倶知安町北6条西1丁目3番地、最後の住所北海道虻田郡倶知安町北5条西3丁目4番地36、死亡の場所北海道虻田郡倶知安町、死亡年月日令和6年8月以下不詳、出生の場所北海道虻田郡倶知安町、出生年月日昭和23年5月6日、職業不明

被相続人 亡 菊池 良孝

事務所北海道岩内郡岩内町字万代3番地9中央ビル3階岩内ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 康碩

催告期間満了日 令和8年9月25日

札幌家庭裁判所岩内支部

令和8年(家)第2013号

群馬県太田市西長岡町729番地1

申立人 酒井 晃洋

本籍群馬県太田市岩松町244番地、最後の住所群馬県太田市岩松町244番地、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和7年8月21日、出生の場所群馬県新田郡尾島町、出生年月日昭和23年4月9日、職業無職

被相続人 亡 正田 茂

群馬県太田市浜町12番1三光ビル301号室

相続財産清算人 司法書士 荻野 裕司

催告期間満了日 令和8年9月24日

前橋家庭裁判所太田支部

令和7年(家)第167号

宮城県加美郡加美町下狼塚字松原36番地

申立人 照井 節雄

本籍宮城県加美郡加美町下狼塚字田中28番地、最後の住所宮城県加美郡加美町下狼塚字田中28番地、死亡の場所宮城県加美郡加美町、死亡年月日令和7年10月10日、出生の場所宮城県加美郡中新田町、出生年月日昭和24年7月18日、職業無職

被相続人 亡 児玉 昭一

事務所仙台市青葉区一番町2-6-17内ヶ崎ビル4階弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

仙台事務所

相続財産清算人 弁護士 菅原 健

催告期間満了日 令和8年10月24日

仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第7177号

福島県いわき市平字梅本21番地

申立人 いわき市長 内田 広之

本籍福島県いわき市内郷高坂町立野20番地、最後の住所福島県いわき市内郷高坂町立野20番地、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日推定令和6年1月3日、出生の場所福島県石城郡内郷村、出生年月日昭和26年6月9日、職業不明

被相続人 亡 富永 誠

福島県いわき市平字田町120番地 ラトブ7階 浜通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 淑彦

催告期間満了日 令和8年10月2日

福島家庭裁判所いわき支部

令和7年(家)第10325号

埼玉県比企郡川島町上伊草1974-9

申立人 宮下 茂

本籍埼玉県川越市大字萱沼3711番地、最後の住所埼玉県川越市通町11番地18、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日推定令和6年12月23日、出生の場所埼玉県入間郡南古谷村、出生年月日昭和30年3月20日、職業不明

被相続人 亡 堀越 満

事務所埼玉県川越市野田町1丁目10番地78しらゆり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 昆 佳子

催告期間満了日 令和8年9月25日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第10338号

埼玉県坂戸市千代田1丁目1番1号

申立人 坂戸市

本籍埼玉県坂戸市柳町44番、最後の住所埼玉県坂戸市柳町44番4号、死亡の場所埼玉県坂戸市、死亡年月日推定平成27年3月29日、出生の場所台湾台南州台南市、出生年月日昭和14年4月4日、職業無職

被相続人 亡 宮澤眞千子

事務所埼玉県坂戸市関間4丁目12番24号若葉西口ビル302号室 若葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 祐樹

催告期間満了日 令和8年9月25日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和8年(家)第30014号

千葉県中央区千葉港1番1号

申立人 千葉市

本籍新潟県五泉市今泉1016番地、最後の住所千葉県千葉市緑区大膳野町4番地340、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和4年1月14日、出生の場所新潟県中蒲原郡菅名村、出生年月日昭和9年12月12日、職業不明

被相続人 亡 藤田 秋雄

事務所千葉市中央区中央4丁目10番16号C1-22ビル7階 弁護士法人さくら綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹村 一成

催告期間満了日 令和8年9月24日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第20123号

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

申立人 袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

本籍千葉県市原市大坪310番地、最後の住所千葉県袖ヶ浦市奈良輪734番地1、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所千葉県市原郡市西村、出生年月日昭和16年5月8日、職業無職

被相続人 亡 荒井 晴夫

事務所千葉県木更津市新田1丁目7番14号浜名法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浜名 泰

催告期間満了日 令和8年9月30日

千葉家庭裁判所木更津支部

令和7年(家)第72633号

東京都新宿区下落合1丁目1番1号

申立人 トキワパレス高田馬場管理組合

本籍山口県下松市大字東豊井1342番地、最後の住所東京都新宿区下落合1丁目1番1-508号トキワパレス、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日推定平成25年7月11日、出生の場所山口県都濃郡下松町、出生年月日大正15年4月19日、職業無職

被相続人 亡 藤田 佳彦

事務所東京都豊島区池袋2丁目60番6号グラウンドメゾン池袋壹番館805ナイキ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内木 尚志

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第5018号

神奈川県横須賀市日の出町1丁目11番地1-1408号

申立人 橋本 健司

本籍東京都台東区竜泉1丁目5番地、最後の住所神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地30ヴィンテージ・ヴィア横須賀、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和7年6月21日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和8年7月26日、職業無職

被相続人 亡 清水 純子

事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2サクマ横須賀ビル3階302

相続財産清算人 弁護士 餅田 拓也

催告期間満了日 令和8年9月28日

横浜家庭裁判所横須賀支部

令和8年(家)第3024号

神奈川県小田原市南町2丁目1番61号

申立人 安藤 涼子

本籍神奈川県小田原市飯泉1155番地、最後の住所神奈川県小田原市堀之内88番地の5 老人ホーム八重、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日令和8年1月4日、出生の場所神奈川県足柄下郡豊川村、出生年月日昭和12年5月31日、職業無職

被相続人 亡 山口 昌子

事務所神奈川県小田原市本町2丁目2番16号陽輪台小田原2階209号室 三川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松浦加代子

催告期間満了日 令和8年10月13日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第30204号

静岡市葵区北1丁目18番34号
 申立人 小笠原千津代
 本籍静岡県静岡市葵区古庄1丁目32番地27、最後の住所静岡県静岡市葵区古庄1丁目7番30号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和7年10月23日頃、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和35年1月1日、職業無職
 被相続人 亡 山名 秀紀
 静岡市駿河区稲川3丁目3番10号
 相続財産清算人 司法書士法人小澤事務所
 催告期間満了日 令和8年10月13日
 静岡家庭裁判所

令和8年(家)第8011号

石川県能美市来丸町1110番地
 申立人 能美市長 井出 敏朗
 本籍石川県小松市殿町1丁目51番地、最後の住所石川県能美市高坂町ハ99番地83、死亡の場所石川県加賀市、死亡年月日令和4年1月18日、出生の場所石川県小松市、出生年月日昭和25年1月1日、職業不明
 被相続人 亡 北野元比古
 石川県能美市寺井町レ87 能美法律事務所
 相続財産清算人 中川 浩輝
 催告期間満了日 令和8年9月30日
 金沢家庭裁判所小松支部

令和8年(家)第20016号

山梨県北杜市武川町牧原808番地1
 申立人 志村 春美
 本籍長野県諏訪郡下諏訪町6666番地3、最後の住所山梨県北杜市明野町上手520番地明山荘、死亡の場所山梨県北杜市、死亡年月日令和7年12月8日、出生の場所山梨県北巨摩郡安都玉村、出生年月日昭和5年5月5日、職業無職
 被相続人 亡 宮坂コシ子
 事務所山梨県甲府市中央1丁目12番30号小野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 馬場 健治
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 甲府家庭裁判所

令和8年(家)第20021号

東京都中野区本町2丁目46番1号
 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
 本籍山梨県山梨市上神内川1057番地、最後の住所山梨県山梨市上神内川1057番地、死亡の場所山梨県中央市、死亡年月日令和6年8月30日、出生の場所山梨県山梨市、出生年月日昭和30年6月6日、職業不明
 被相続人 亡 河野 宏
 事務所山梨県甲府市朝気1丁目3番19号 オフィスコマツビル1階 E A S T号室 丹澤法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 丹澤明主実
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 甲府家庭裁判所

令和7年(家)第613号

申立人 国
 本籍山梨県南都留郡鳴沢村3424番地、最後の住所山梨県南都留郡鳴沢村3424番地、死亡の場所山梨県南都留郡鳴沢村、死亡年月日令和4年3月17日、出生の場所山梨県南都留郡鳴沢村、出生年月日昭和28年6月27日、職業無職
 被相続人 亡 小林 菊夫
 山梨県甲府市相生2丁目5番23号 梶原等法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 梶原 等
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 甲府家庭裁判所都留支部

令和8年(家)第17号

山梨県南都留郡富士河口湖町河口2423番地
 申立人 のんびれっじ河口湖団地管理組合法人
 本籍東京都杉並区成田西1丁目780番地、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町河口2423番地 のんびれっじ河口湖、死亡の場所山梨県南都留郡富士河口湖町、死亡年月日令和6年2月19日、出生の場所東京都東京市足立区、出生年月日昭和11年9月10日、職業不明
 被相続人 亡 大森由紀子
 山梨県甲府市丸の内1丁目21番27号 鶴田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鶴田 和雄
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 甲府家庭裁判所都留支部

令和8年(家)第40012号

長野県松本市城西1丁目5番16号
 申立人 社会医療法人城西医療財団
 本籍長野県安曇野市豊科田沢4967番地、最後の住所長野県安曇野市豊科田沢4965番地1、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和6年8月19日、出生の場所長野県東筑摩郡上川手村、出生年月日昭和15年7月15日、職業無職
 被相続人 亡 内川 盛雄
 長野県松本市大手1丁目7番3号駅前ツインビル301あい法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 李 栄愛
 催告期間満了日 令和8年9月20日
 長野家庭裁判所松本支部

令和8年(家)第82号

岐阜市則武西2丁目21番19号
 申立人 高橋 明裕
 本籍岐阜県岐阜市則武西2丁目21番地、最後の住所岐阜市則武西2丁目21番19号、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年9月14日、出生の場所岐阜県羽島市、出生年月日昭和57年3月11日、職業電気工事業
 被相続人 亡 高橋 知也
 事務所岐阜市川端町13-1 イーストアサノ2階 古田修法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 奥田 啓祐
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第260号

静岡県藤枝市駅前2丁目7番24号寿ビル4A-7
 申立人 清水 仁美
 本籍静岡県藤枝市時ヶ谷1593番地、最後の住所静岡県藤枝市時ヶ谷1593番地、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日令和7年5月26日、出生の場所静岡県藤枝市、出生年月日昭和38年7月2日、職業会社員
 被相続人 亡 岡崎 真也
 静岡県島田市阪本1323番地の14 司法書士法人みらいふ
 相続財産清算人 司法書士 小寺 敬二
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第7811号

名古屋市千種区今池1丁目5番3号 F U T A B Aビル3階 今池法律事務所
 申立人 宮崎 亮
 本籍愛知県清須市清洲1571番地、最後の住所愛知県小牧市小木3丁目199番地、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和14年7月30日、職業無職
 被相続人 亡 丹羽 誠
 事務所名古屋市中区栄2丁目8番12号 伏見K Sビル2階 異相・村瀬法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 異相 武大
 催告期間満了日 令和8年9月30日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7820号

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階
 申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子
 本籍名古屋市西区稲生町字杖先2200番地134、最後の住所名古屋市西区稲生町字杖先2200番地の134真栄マンション稲生町703号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和4年6月1日、出生の場所北海道久遠郡大成村、出生年月日昭和23年3月9日、職業不明
 被相続人 亡 田岸 貞美
 事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番1号 ライオンビル6階愛さくら法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 米山 健太
 催告期間満了日 令和8年10月6日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7955号

名古屋市中区丸の内3丁目18番28号K Sビル6階 いぶき法律事務所
 申立人 鈴木 進也
 本籍愛知県北名古屋市鹿田院田前9番地、最後の住所名古屋市千種区振甫町4丁目1番地の1 ディアコート池下401号、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日令和7年8月31日、出生の場所岐阜県武儀郡藍見村、出生年月日昭和22年12月10日、職業無職
 被相続人 亡 櫛田 和子
 事務所名古屋市中区丸の内3丁目23番20号H F 桜通ビルディング2階 加藤・川副法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川副 俊高
 催告期間満了日 令和8年10月6日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7964号

名古屋市西区那古野2丁目21番27号

申立人 鳥居 勇

本籍名古屋市中区熱田区明野町1602番地、最後の住所名古屋市中区守山区川東山3321番地 第二尾張荘、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和2年6月2日、出生の場所大阪府北区、出生年月日昭和9年1月24日、職業不明

被相続人 亡 八田 一夫

事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号

アレックスビル6階 アイ・パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内海 智直

催告期間満了日 令和8年9月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7976号

名古屋市港区宝神3-304

申立人 小鹿 里美

本籍名古屋市中区港十一屋3丁目88番地5、最後の住所名古屋市中川区一色新町2丁目401番地 三日月住宅6棟209号 竹村方、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和44年2月8日、職業不明

被相続人 亡 橋本 克欣

事務所名古屋市中村区名駅4丁目2番28号

名古屋第二埼玉ビル5階 弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 圭史

催告期間満了日 令和8年9月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第972号

愛知県安城市桜井町城向1丁目20番地18

申立人 西出 米子

本籍愛知県安城市花ノ木町36番地、最後の住所愛知県安城市花ノ木町12番5号、死亡の場所愛知県名古屋市中区瑞穂区、死亡年月日令和7年10月4日、出生の場所愛知県安城市、出生年月日昭和33年6月6日、職業無職

被相続人 亡 浅井恵美子

事務所愛知県碧南市白砂町2丁目28番地弁護士法人碧総合法律事務所碧南事務所

相続財産清算人 弁護士 深津 茂樹

催告期間満了日 令和8年9月30日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和8年(家)第40023号

兵庫県明石市大久保町高丘1丁目16番地の22

申立人 楠本 美香

本籍神戸市須磨区天神町4丁目12番地、最後の住所神戸市垂水区学が丘5丁目1番2-205号、死亡の場所兵庫県神戸市垂水区、死亡年月日令和7年10月31日、出生の場所兵庫県神戸市須磨区、出生年月日昭和25年6月14日、職業無職

被相続人 亡 高坂 政憲

神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階弁護士法人東町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 幸寺 覚

催告期間満了日 令和8年9月29日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第1025号

和歌山県岩出市西国分134番地の1

申立人 サンライズマンション岩出5巻番館・式番館管理組合

本籍和歌山県岩出市西国分133番地1、最後の住所和歌山県岩出市西国分133番地の1、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成26年1月19日、出生の場所大阪府泉南郡岬町、出生年月日昭和36年12月22日、職業不明

被相続人 亡 松原 日延

和歌山市福町49番地和歌山中橋ビル5階501号室灯か法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安田 克己

催告期間満了日 令和8年10月26日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1243号

奈良県大和高田市大中南町5-12

申立人 田中 正司

奈良県大和高田市大64-10

申立人 大隅 栄子

本籍和歌山県岩出市北大池179番地3、最後の住所和歌山県岩出市北大池179番地の3、死亡の場所和歌山県紀の川市、死亡年月日令和7年10月6日、出生の場所奈良県宇智郡南宇智村、出生年月日昭和24年1月2日、職業無職

被相続人 亡 川口 清一

和歌山市福町37番地 アズビル5階有田・宮内法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮内 貴之

催告期間満了日 令和8年10月26日

和歌山家庭裁判所

令和8年(家)第1022号

和歌山県橋本市東家5丁目2番1号

申立人 勇川 光

本籍和歌山県橋本市東家5丁目230番地1、最後の住所和歌山県橋本市橋本2丁目1512番地、死亡の場所和歌山県橋本市、死亡年月日令和7年11月6日、出生の場所和歌山県伊都郡高野町、出生年月日昭和25年6月26日、職業無職

被相続人 亡 中谷 禮子

和歌山県橋本市東家1丁目1番4号 秋山ビル1階 大宮一郎司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 大宮 一郎

催告期間満了日 令和8年10月26日

和歌山家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(ハ)第1号

福島県いわき市泉玉露7丁目6番地の17

申立人 有限会社佐藤防水工業

代表者代表取締役 佐藤 秀樹

権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月31日

令和8年2月9日 いわき簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 12279

金額 2,371,000円

支払期日 令和7年12月25日

支払地 福島県いわき市

支払場所 株式会社東邦銀行いわき営業部

振出日 令和7年10月27日

振出地 福島県いわき市

振出人 株式会社加地和組 代表取締役 青木 弘

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第1683号

愛知県知多市新知字南惣作1-11東屋敷ビル

1階知多総合法律事務所

申立人 中井 將嗣

本籍北海道札幌市厚別区厚別東一条5丁目41番地475、最後の住所札幌市白石区厚別町下野幌41番地475

不在者 松崎 國博

昭和24年7月31日生

届出期間満了日 令和8年6月26日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第21号

岩手県盛岡市みたけ2丁目5-12

申立人 中村理英子

本籍岩手県宮古市八木沢3丁目3番地52、最後の住所岩手県宮古市八木沢3丁目3番4号不在者 小成 泰宏

昭和33年7月2日生

届出期間満了日 令和8年6月22日

盛岡家庭裁判所宮古支部

令和7年(家)第36号

栃木県下都賀郡壬生町安塚873-25

申立人 菊池 甚一

本籍岩手県一関市中東町中川字根岸10番地、最後の住所岩手県東磐井郡大東町中川字根岸51番地1

不在者 菊池 邦子

昭和24年2月5日生

届出期間満了日 令和8年6月29日

盛岡家庭裁判所一関支部

令和6年(家)第1181号

483 Salvador Oliver Street Sta. Ines Bulacan, Bulacan

申立人 白倉グレース

本籍神奈川県横浜市港北区樽町2丁目4番、最後の住所神奈川県横浜市港北区日吉本町2丁目47番11号

不在者 白倉 正明

昭和24年7月17日生

届出期間満了日 令和8年7月3日

千葉家庭裁判所

令和8年（家）第1030号

徳島県徳島市上八万町中山17番地の159
申立人 元廣 武志
本籍高知県高知市桜井町2丁目488番地、最後の住所東京都杉並区井荻3丁目52番地
不在者 長澤 宏
昭和8年8月4日生
届出期間満了日 令和8年6月22日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第2131号

兵庫県加古郡稲美町国岡2丁目115番地シャトーパレィ201号
申立人 吉田 清
本籍福井市松本3丁目1408番地、最後の住所名古屋市昭和区鶴舞3丁目4番3号 富田ビル303号
不在者 吉田 勝一
昭和31年9月1日生
届出期間満了日 令和8年7月1日
名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第2271号

横浜市港北区綱島西6丁目13番9号
申立人 吉原 郁枝
本籍長野県飯田市鼎下山1270番地3、最後の住所名古屋市長区高岡町197番地の1 ベストライフ名古屋506号
不在者 吉原 昌夫
昭和2年10月28日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第47号

埼玉県上尾市大字原市629番地61
申立人 小山田和美
本籍山口県山陽小野田市大字山川249番地18、最後の住所大分県日田郡大山村大字西大山4379番地
不在者 立花幹之進
大正15年3月13日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
大分家庭裁判所日田支部

失踪宣告

令和7年（家）第61号

本籍千葉県香取郡多古町井戸山1001番地、最後の住所千葉県香取郡多古町井戸山1001番地
不在者 加瀬 正夫
昭和19年11月25日生
令和8年2月10日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

令和7年（家）第5855号

本籍不明、最後の住所不明
不在者 田中 仁郎
大正4年4月1日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第1609号

本籍長野県飯田市白山町1丁目6458番地、最後の住所大阪府交野市倉治8丁目12番24号
不在者 細川 良博
昭和43年9月8日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2595号

本籍大阪府門真市朝日町163番地1、最後の住所大阪府門真市朝日町4番5号
不在者 山口 貞廣
昭和22年7月26日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第184号

本籍島根県邑智郡邑南町矢上3344番地、最後の住所島根県邑智郡邑南町矢上3344番地
不在者 三宅 淺市
昭和16年7月28日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所川本出張所裁判所書記官

令和7年（家）第14号

本籍広島県三次市甲奴町字賀184番地、最後の住所広島県三次市十日市東1丁目15番21号7号
不在者 瀬尾 英樹
昭和35年3月14日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所三次支部裁判所書記官

令和7年（家）第38号

本籍広島県安芸高田市美土里町北160番地、最後の住所広島県安芸高田市美土里町北116番
不在者 折田 上
明治36年3月5日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所三次支部裁判所書記官

令和7年（家）第233号

本籍北九州市小倉北区井堀3丁目22番地13、最後の住所不明
不在者 丸林 顯
昭和10年2月15日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和7年（家）第160号

本籍長崎県長崎市界1丁目237番地1、最後の住所長崎県長崎市鶴の尾町7番13号
不在者 酒村 直彦
昭和35年6月9日生
令和8年2月18日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第501号

本籍宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目13番、最後の住所宮崎県延岡市古川町171番地3
不在者 夏田 徳市
昭和5年10月19日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所延岡支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第1962号

本籍北海道札幌市白石区南郷通12丁目南6番、住所札幌市東区北21条東22丁目2ー12メヂェケアホーム元町開成
申立人（失踪者） 渚 敏和
昭和35年4月24日生
令和8年2月10日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第42号

長野県松本市市場4番9号Rデザインコート2A
申立人 株式会社Rooms
代表者代表取締役 手塚 優
申立人代理人弁護士 澤地 雅弘
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月10日
令和8年2月12日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 RE62381
金額 1,207,000円
支払期日 令和5年5月5日
支払地 東京都台東区
支払場所 株式会社りそな銀行浅草支店
振出日 令和4年12月26日
振出地 東京都台東区
振出人 株式会社藤田建装 代表取締役 藤田一之
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年（へ）第39号

東京都中央区日本橋人形町2丁目29番6号
申立人 鵜飼株式会社
代表者代表取締役 鵜飼 孝一
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月10日
令和8年2月12日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 YG82361
金額 109,436円
支払期日 令和6年6月30日
支払地 東京都中央区
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行大伝馬町支店
振出日 令和6年1月31日
振出地 東京都中央区
振出人 株式会社ツカモトコーポレーション
代表取締役 百瀬 二郎
受取人 鵜飼(株)
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第3号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

千葉県市原市青葉台6-21-7

申立人 山内せつ子

権利の届出の終期 令和8年2月9日

令和8年2月10日 千葉簡易裁判所

(別紙) 目録

- (1)土地 千葉市中央区稲荷町1丁目416番4
宅地 100.36平方メートル
- (2)登記年月日番号 千葉地方法務局昭和31年1月18日受付第335号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和31年1月18日設定
借賃 1月80円
支払期 毎月末日
存続期間 5年
賃借権者 千葉市千葉寺町512番地
渡辺 清吉
- (1)土地 千葉市中央区稲荷町1丁目416番4
宅地 100.36平方メートル
- (2)登記年月日番号 千葉地方法務局昭和31年1月18日受付第335号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和31年1月18日設定
借賃 1月60円
支払期 毎月末日
存続期間 5年
賃借権者 千葉市千葉寺町512番地
渡辺 清吉
- (1)土地 千葉市中央区稲荷町1丁目416番4
宅地 100.36平方メートル
- (2)登記年月日番号 千葉地方法務局昭和31年1月18日受付第335号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和31年1月18日設定
借賃 1月10円
支払期 毎月末日
存続期間 5年
賃借権者 千葉市千葉寺町512番地
渡辺 清吉

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第1357号

東京都大田区平和島6丁目1番1号 東京流通センター物流ビルA棟、商業登記簿上の本店所在地愛知県名古屋市中村区名駅4丁目8番26号

債務者 株式会社DGキャピタルグループ
代表者代表取締役 阿部 力也

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大江 耕治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1358号

鹿児島県大島郡知名町知名2168番地1

債務者 株式会社えらぶゆり電力

代表者代表取締役 阿部 力也

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大江 耕治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1359号

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目8番26号

債務者 株式会社ミライネクト

代表者代表取締役 阿部 力也

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大江 耕治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第8号

岐阜県中津川市坂下848番地の1

債務者 有限会社赤坂電器商会

代表者取締役 赤坂 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 典高
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第3174号

横浜市金沢区鳥浜町2番地85

債務者 株式会社三徳

代表者代表取締役 後藤 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後2時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第132号

京都市右京区太秦安井二条裏町20番地の6

債務者 株式会社鴨菊

代表者代表取締役 吉野 昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤 祐紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第90号

埼玉県八潮市八潮2丁目17番地2

債務者 秋也工業株式会社

代表者代表取締役 根本 秋彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣部 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第92号

埼玉県ふじみ野市元福岡1丁目9番1号

債務者 合同会社福玉商店

代表者代表社員 前川 純子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西本 昌弘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時20分

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第43号

兵庫県尼崎市神田中通9丁目293番地

債務者 株式会社七翔

代表者代表取締役 鶴田 勝

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 武中 崇
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時45分
- 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第61号

佐賀市呉服元町7番10号北

債務者 株式会社メルシー

代表者代表取締役 松田 潤

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 櫻田 康則
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時
- 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第612号

大阪市中央区南船場3丁目11番27号

債務者 株式会社REBORN

代表者代表取締役 三坂 圭一

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 茂野 祥子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第206号

仙台市若林区日辺字宅地88番地

債務者 株式会社パートナー

代表者代表取締役 中村 正一

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 小野寺浩史
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時5分
- 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第2352号

さいたま市西区三橋6-412-9
債務者 合同会社Enterrade
代表者代表社員 羽中田 瑛（登記記録上の氏
四辻）

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪木あすか
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時10分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2353号

東京都中央区銀座1丁目22番11号銀座大竹ビ
ジデンス2階
債務者 合同会社Brand Chulie
代表者代表社員 羽中田 瑛

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪木あすか
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時10分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第1400号

東京都渋谷区宇田川町31番4号シノダビル6
階
債務者 チル株式会社
代表者代表取締役 西谷 和起

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊達 雄介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第8号

岐阜県高山市石浦町3丁目166番地
債務者 株式会社中部セキュリティ
代表者代表取締役 道脇みどり

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 打保 敏典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年（フ）第3300号

横浜市港北区新横浜2丁目6番地13新横浜ス
テーションビル
債務者 ルミーテック株式会社
代表者代表取締役 田中 章

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝島 広子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時20分
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1317号

京都市中京区小川通蛸薬師上る元本能寺町
382番地MBビル4FD2A
債務者 株式会社ビジョナップ
代表者代表取締役 田村 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 純江
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第136号

岡山市北区今6丁目8番8号
債務者 有限会社MSU（旧商号 有限会社美
笑）
代表者代表取締役 藤田 和子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 裕史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第5号

岐阜県中津川市付知町2752番地の2
債務者 有限会社サン住建
代表者取締役 曾我 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時30分
岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（フ）第220号

広島市西区西観音町9番24号しのはら第2ビ
ル1階
債務者 株式会社スリーエイト
代表者代表取締役 森脇 寛文

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 向井 良
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前11時
広島地方裁判所民事第4部

**破産手続開始及び免責許可申
立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第20号

千葉県袖ヶ浦市久保田135番地13、前住所千
葉県市原市根田2丁目3番地15 レオパレス
エントピア1 104
債務者 尾崎 恭（旧姓永嶋）

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中間 一裕
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第424号

岡山県倉敷市川入811番地3 ノーブルハウ
スB棟202号室
債務者 香川 政幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 恭子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年（フ）第25号

愛媛県新居浜市又野3丁目3番45号
債務者 佐光 妙子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 裕章
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第17号

福岡県嘉麻市上白井1249番地
債務者 上野 俊介

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 明石美紗子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年（フ）第2656号

札幌市東区伏古10条5丁目1番13号
債務者 示村 珠実

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 二本柳宏美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第9号

岐阜県中津川市坂下399番地2
債務者 赤坂 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安井 典高
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年（フ）第272号

東京都武蔵村山市三ツ木2丁目35番地の30
債務者 市村まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月1日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第46号

静岡県清水区追分2丁目4番16-2号、旧住所静岡市清水区横砂西町11番20号
債務者 瀧 信二

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡村 真央
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第275号

東京都小金井市貫井南町2丁目8番13号メゾンジュン102
債務者 恩田 太

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 準子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第16号

熊本県玉名市岱明町庄山745番地2 ラントベルクB棟201号
債務者 田中 優花

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井手 健輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第3356号

横浜市磯子区洋光台3丁目30番38号 ウェル洋光台210号
債務者 植野 鐘太

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉浦 智彦

4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前11時

6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第149号

横浜市磯子区久木町17番7号 桑名ビル205号
債務者 石井 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第8号

静岡県裾野市伊豆島田655-7、住民票上の住所静岡県御殿場市駒門627番地の5
債務者 古賀 俊紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田上 悠
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第293号

神奈川県藤沢市大庭5683番地の2 駒寄5-401
債務者 清水 亮

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 宏之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月1日午前11時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第21号

熊本県荒尾市荒尾1027番地1 D、Angle 102号、前住所熊本県熊本市中央区八王寺町5番41号
債務者 松本 一成

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 和哉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和8年(フ)第34号

静岡県浜松市中央区舞阪町弁天島2911番地の1 レクセル浜松弁天島210号
債務者 小松 博幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 祐志
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月2日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第276号

東京都八王子市中野上町1丁目9番11号グリーンコーポ番場103号
債務者 依山 武久

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第53号

静岡県焼津市石津町23番地の1 ベガサス103号室
債務者 水本 健太

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 六法

4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午前11時40分

6 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第5号

岐阜市鏡島西1丁目9番39号、前住所岐阜市本荘1941番地67
債務者 松下 幸夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古田 修
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
岐阜地方裁判所

令和8年(フ)第250号

東京都八王子市武分方町621番地1 レジデンスカハシV102号
債務者 出田 一成

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第3301号

川崎市高津区下作延3丁目14番31-103号
グランドウールルボン
債務者 田中 章

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝島 広子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月3日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第74号

静岡県浜松市浜名区中条1591番地の1
債務者 桑原 稜

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長野 修一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月2日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第3175号

横浜市金沢区能見台東8番B-503号
債務者 高橋 章

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月6日午後2時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第118号

広島県廿日市市上の浜1丁目7番5号
債務者 廣瀬 史宗

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣 洋之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第79号

大分市下郡東1丁目4番27号 ジュネス野田202
債務者 足立 純子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永澤 史貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第23号

宮崎県北諸県郡三股町稗田11番地7
債務者 梅元 貞澄

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金丸 由宇
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 一般調査期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和8年(フ)第12号

福島県郡山市安積町日出山2丁目55番地、前住所福島県会津若松市南花畑2番2号 スカイコーポ303号
債務者 伊藤 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第2760号

横浜市中区初音町1丁目2番地9 ライオンズマンション野毛山公園南701号室
債務者 山口みどり

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥 祐介

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第243号

横浜市金沢区釜利谷東6丁目27番3号 オーシャンブリーズレジデンス101
債務者 高嶋 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 康代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第515号

堺市堺区田出井町1番2-1902号
債務者 岡本 敏彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 康介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第16号

神戸市東灘区北山中町4丁目18番18-310号
債務者 NEEMこと 保谷 優子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大垣 人士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第291号

高知市薊野南町7番16号 第2コーポ409、旧住所高知市薊野西町1丁目9番19号 メゾン東邦Ⅷ-302、高知市長浜1642番地1 ブリムローズB-102
債務者 公文小百合

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長山 育男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第39号

高知市高見町266番地1 エトワール高見B棟101
債務者 倉田 高広

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野 亜紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第179号

福岡市東区香椎駅前2丁目12番23-1102号
フェリシア香椎デュクス
債務者 森山 道也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 文明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第32号

青森県八戸市長苗代1丁目3番5号 フレンドホープU 203
債務者 船水 渉斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒居 憲人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第6149号

大阪市生野区巽中2丁目16番22-101号、住民票上の住所大阪市生野区田島4丁目18番12号
債務者 日高 友子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第643号

大阪府吹田市山田西3丁目21番B-505号
債務者 菅原 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 團 潤子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第60号

京都府京丹後市久美浜町湊宮2102番地の1
債務者 豊嶋 竜一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 英紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第1056号

神戸市須磨区多井畑東町23番地の11、従前の住所神戸市北区唐櫃台1丁目30番17-204号
債務者 森川 夕陽

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧澤 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第304号

横浜市都筑区二の丸8番5号
債務者 福田 博文

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝沢 章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第40号

金沢市矢木2丁目102番地 メゾンドカンパーニュC号
債務者 マルコこと 北林 義浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 研太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第793号

静岡市駿河区高松1丁目1番3-103号
債務者 稲塚 善浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝比奈 均
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第10号

広島県尾道市久保2丁目10番16号
債務者 大林 可沙(旧姓中津)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田房 教平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和8年(フ)第2号

熊本県天草市牛深町3474番地 後浜団地鯉一1-2号
債務者 濱崎まり子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和8年(フ)第20号

熊本県玉名郡和水町瀬川2385番地
債務者 平 博文

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋吉 克洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和8年(フ)第5号

熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木829番地1
債務者 前田 皇志

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮川 輝之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和8年(フ)第7号

北海道旭川市宮下通1丁目2320番地の3
コーポ宮下 108号室
債務者 鈴木 誇大

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本幸太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第623号

栃木県宇都宮市上戸祭2丁目1番3号 メリリーコーポ203、前住所栃木県鹿沼市栄町1丁目6番地2 ハートレジデンス109号

- 債務者 小林 重勝
- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 相良 英峻
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時40分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第82号

栃木県宇都宮市錦3丁目6番14号 グランドハイツ八幡101

- 債務者 石岡百合子
- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 石田弘太郎
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第253号

横浜市青葉区さつきが丘25番地10 E
債務者 菱本 幸二

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 峯崎 雄大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第27号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2387番地3
債務者 篠田 淳子(旧姓氏家)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中塚 力雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第8号

愛知県一宮市南小濑字屋敷2555番地1 メゾンドール天神703号

- 債務者 川瀬 賢
- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 塩谷 淳夫
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第236号

埼玉県上尾市小泉1丁目17番地2 フェリシアコートA102、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2203番地1

- 債務者 高野 恒久
- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高澤 史生
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第86号

神奈川県座間市ひばりが丘3丁目12番52号
債務者 川内丸 司

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木敏尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第14号

長野県松本市庄内3丁目1番39-1号
債務者 大羽賀武志

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩野 悠子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
長野地方裁判所松本支部

令和8年(フ)第22号

愛知県一宮市森本1丁目17番14号 アルシエ北沖105号
債務者 羽廣 綾乃

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 博子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第2380号

札幌市白石区栄通7丁目7番29-103号
債務者 小嶋 仁美

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀山 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第64号

静岡県藤枝市田沼3丁目21番31号
債務者 濱田 智也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関谷 綾子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第14号

北海道旭川市9条通7丁目2483番地の18
ロータリーハイツ 405号

債務者 松橋喜代彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 冬子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
旭川地方裁判所民事部

令和8年(フ)第37号

長崎県長崎市西山3丁目3番20-205号、旧住所山梨県甲斐市竜王新町1261番地1

債務者 小野 卓郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 岳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第440号

静岡県浜松市浜名区内野911番地

債務者 小栗 路子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永野 涼子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第5号

鹿児島県奄美市名瀬大字知名瀬2414番地

債務者 元野まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和8年(フ)第67号

福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1647番地の2
ボンネルフ2002 303号

債務者 齋藤 慎二

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小原 隆寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第102号

新潟県西蒲区東小吉241番地1

債務者 丸三製作所こと 吉川 一彰

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝妻 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第13号

新潟県新発田市下小中山1027番地10

債務者 戸島 春奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬飼 善和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和8年(フ)第37号

北九州市八幡西区御開4丁目6番1号(203)

債務者 植田 孝代

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 知佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第36号

札幌市東区東雁来11条2丁目10番15号

債務者 佐々木 穰

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 敬樹

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年(フ)第4号

岩手県釜石市定内町4丁目9番20号

債務者 佐々木良章

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富谷 耕作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第232号

宮城県岩沼市大手町2番15号 サンデュエル岩沼605号

債務者 島 祥子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 悠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1536号

仙台市泉区将監7丁目10番8号 メゾンドメープル将監202

債務者 長田ふみえ

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木原 知
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第156号

宮城県石巻市駅前北通り2丁目4番22号、前住所岡山県赤磐市桜が丘西6丁目24番1号

債務者 石上 真哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小俣由香利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第157号

宮城県石巻市駅前北通り2丁目4番22号、前住所岡山県赤磐市桜が丘西6丁目24番1号
債務者 石上 幸恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小俣由香利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年(フ)第28号

茨城県つくば市榎戸593番地1 サニーハイツA棟201号
債務者 久保田彩乃

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年(フ)第143号

広島市安佐南区山本7丁目13番12-8号
債務者 村山 友美(旧姓垣本)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白田 哲朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第153号

広島市安佐北区三入3丁目3番18-101号B棟
債務者 土井タクシーこと 土井 幸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅原 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第57号

宮城県串間市大字西方3575番地7
債務者 立島 廣美

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和8年(フ)第22号

宮城県北諸県郡三股町稗田11番地8
債務者 村脇 俊博

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金丸 由宇
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第3326号**

名古屋市千種区内山2丁目15番15号 メゾン内山204号、従前の住所名古屋市熱田区神宮4丁目9番14号 新宮坂荘
債務者 小菅 好

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3347号

愛知県あま市篠田小町塚31番地 レオパレス小町塚 203号
債務者 阿部 幸市

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第44号

名古屋市市中川区赤星2丁目816番地 ハイッ中狭間101号、従前の住所名古屋市市中川区服部3丁目804番地 マ・メゾン服部203号
債務者 平野三千代

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第121号

名古屋市千種区今池2丁目27番6号 フレグランス今池103号
債務者 菊川美保子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第133号

名古屋市港区野跡1丁目3番26号 南稲永荘南棟507号
債務者 河野 朝夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第146号

名古屋市中区栄1丁目31番12号 トーカングランドマンション栄713号、従前の住所名古屋市中区大須4丁目6番30号 西川端住宅609号
債務者 木村佐千子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第169号

名古屋市北区五反田町110 楠メンタルホスピタル、住民票上の住所名古屋市北区長喜町4丁目37番地 県営辻町住宅3街区10棟502号
債務者 星野 修二

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第343号

愛知県豊橋市つづじが丘1丁目5番地5 ライオンズマンション向山101
債務者 廣岡 孔子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第728号

愛知県岡崎市若松町字大廻23番地42
債務者 望月 良磨

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第21号

愛知県安城市安城町名広51番地2 リセス名広201
債務者 木下 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第32号

愛知県岡崎市大門2丁目22番地3 サニーフ
ラット 101、前住所愛知県豊田市小坂町15
丁目88番地1 レオパレスK O Z A K A
105号

債務者 菊池 海斗

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第2号

福島県喜多方市字押切1丁目24番地 F L O
R A K i t a k a t a 1号棟403

債務者 伊藤 友紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第141号

埼玉県北本市東間5丁目90番地 サンマン
ション北本1-504

債務者 本田 芳和

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第250号

埼玉県志木市上宗岡4丁目11番48-203号

債務者 松本 清志

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第18号

埼玉県本庄市児玉町児玉1497番地1 コ
ミューン児玉B203

債務者 黒川 絵美

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第26号

埼玉県熊谷市小八林1813番地1 コンフォー
ティア伸A103

債務者 柴崎 隆

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第27号

埼玉県熊谷市小八林1813番地1 コンフォー
ティア伸A103

債務者 柴崎由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第28号

埼玉県熊谷市小八林1813番地1 コンフォー
ティア伸A103

債務者 柴崎 彩

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第41号

埼玉県熊谷市野原783番地12

債務者 木村 研人

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第108号

東京都青梅市富岡1丁目318番地愛仁ホーム

債務者 高澤 清二

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第198号

東京都町田市小山町3551番地7ハイムグリーン
バード103

債務者 宮本 祐子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第252号

東京都町田市金井ヶ丘4丁目45番1号ゼン
鶴川202

債務者 上田 直之

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第16号

兵庫県小野市粟生町1842番地の1 宿舍4-
401号

債務者 山下紀美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
神戸地方裁判所社支部

令和8年(フ)第26号

岡山県倉敷市西阿知町651番地 平井方

債務者 古川 正人

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第758号

大阪市生野区鶴橋1丁目10番8号 シャーム
ゾン・ルナ 201号

債務者 今井 初代

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで

- 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午後1時30
分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年(フ)第5号**

宮城県延岡市川原崎町182番地4

破産者 吉田 昌史

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第374号**

鹿児島市玉里団地3丁目37番20-36号、前住
所鹿児島市吉野3丁目44番8号

破産者 児玉 綾美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午前10時30
分

令和8年2月27日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第30号

熊本県八代市日置町655番地1
破産者 井本 一明
1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
2 一般調査期日 令和8年5月12日午後2時
令和8年3月3日 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第705号

熊本市東区御領2丁目20番32号 ガーデンリ
パーハイツ御領207、転入前住所宮崎県都城
市郡元町2916番地17
破産者 山内 康嗣

1 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
2 一般調査期日 令和8年5月21日午前10時
令和8年3月2日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第563号

新潟市南区上道潟212番地
破産者 帯瀬 勝俊
1 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
2 一般調査期日 令和8年6月2日午前10時20
分
令和8年3月3日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3862号

大阪府大東市北条1丁目17番11号、前住所大
阪府摂津市正雀1丁目8番8-615号
破産者 長井 隆
1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
2 一般調査期日 令和8年6月25日午後1時40
分
令和8年3月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第795号

大阪市西区京町堀1丁目10番18号
破産者 ジェイアンドエス株式会社
1 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
2 一般調査期日 令和8年5月28日午後2時20
分
令和8年3月2日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな
い。

令和6年(フ)第37号

宮崎県東臼杵郡門川町上町4丁目24番地 県
営下水流団地B棟15号
破産者 鹿島亜玲子
異議申述期間 令和8年4月10日まで
令和8年2月27日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第519号

宮崎市大工3丁目19番地1 くるみはうす
302号
破産者 有田 広介
異議申述期間 令和8年4月13日まで
令和8年3月2日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第185号

北海道札幌市北区麻生町1丁目8番13号 ラ
ピス麻生103号、開始決定時の住所宮崎県東
臼杵郡門川町加草1丁目81番地
破産者 請田 健児
異議申述期間 令和8年4月13日まで
令和8年3月2日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第546号

宮崎市清武町岡1丁目19番地9
破産者 熊本 祐己
異議申述期間 令和8年4月14日まで
令和8年3月3日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第117号

宮崎県東臼杵郡門川町平城西3番8号
破産者 有限会社大場運送
異議申述期間 令和8年4月14日まで
令和8年3月3日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第2918号

名古屋市守山区鼓が丘2丁目401番地 B
olson T 302号
破産者 樋口 弘将
異議申述期間 令和8年4月27日まで
令和8年3月2日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第5317号

大阪府東大阪市弥生町3番8-306号
破産者 谷本 祐樹
異議申述期間 令和8年4月27日まで
令和8年3月2日
大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和7年(フ)第739号

埼玉県八潮市伊草2丁目6番地3
破産者 中島雄一郎
免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
令和8年3月2日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第5443号

フィリピン共和国 首都圏(メトロ・マニラ)
タギッグ市 ボニファシオ・グローバル・シ
ティ フォーブスタウン・ロード ベラジ
オ・タワー3 30G号室、住民票上の最後の
住所東京都大田区上池台2丁目10-5
破産者 シールズ・ティモシー・パトリック
免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
令和8年3月3日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2107号

東京都江東区有明3丁目7番26号
清算株式会社 株式会社ピットアース
代表清算人 田中寿一郎
1 決定年月日 令和8年2月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(ヒ)第1号

岡山県倉敷市連島町鶴新田880番地の4
清算株式会社 株式会社オクトス
代表清算人 三宅 和恵
1 決定年月日 令和8年2月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1013号

名古屋市港区宝神1丁目128番地
清算株式会社 KRC管財株式会社
1 決定年月日 令和8年3月2日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(ヒ)第3031号

大阪府吹田市岸部南3丁目34番68号
清算株式会社 株式会社ASL
1 決定年月日 令和8年3月2日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3033号

大阪府東大阪市宝町7番9号
清算株式会社 藤田電業株式会社
1 決定年月日 令和8年3月2日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可

令和8年(ヒ)第1号

新潟市中央区寄居町332番地18新潟シティビ
ル3階
清算株式会社 株式会社猪子場管財
代表清算人 村山 雄亮

1 決定年月日 令和8年2月26日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者
に対し、本協定の認可の決定が確定した日
から1か月以内に、換価代金から必要な費
用を控除した残額を、各協定債権額に応じ
て按分して弁済する。

第2 各協定債権者は、前項の規定による弁済
を受けたときは、清算株式会社に対し、各
協定債権の総額から各弁済額を控除した残
額につき、その債務を免除する。

第3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新た
な財産が発見されたときは、清算株式会
社は、これを速やかに換価し、各協定債権者
に対し、換価代金から必要な費用を控除し
た残額を各協定債権額の割合に応じて弁済
する。この場合においては、各協定債権者
が前項の規定により行った免除は、新たに
された弁済の限度で効力を失うものとす
る。

以上
新潟地方裁判所民事部
別紙 協定債権額(議決権額)一覧

Table with 3 columns: No., 債権者名, 協定債権額. Rows include 1. 三条信用金庫 (本成寺支店) 49,027,840; 2. (株)日本政策金融公庫 (さいたま支店) 23,938,311; 3. 新潟県信用保証協会 (県央支店) 57,876,878; 合計 130,843,029

令和7年（ヒ）第2号

山口県下関市丸山町3丁目2番5号
清算株式会社 株式会社油政商店
代表清算人 山根 享海

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社油政商店（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3 弁済の方法及び端数の処理

(1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

(2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権の弁済及び放棄

1 協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社がある資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式

会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2 協定債権の放棄

各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3 追加弁済

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上

山口地方裁判所下関支部

令和7年（ヒ）第2号

鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社 株式会社稲満会
代表清算人 稲満 靖紀

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金債権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

3 新たな財産が発見された場合の取扱い

前記2記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価によって弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記2に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

(別紙省略)

鹿児島地方裁判所加治木支部

**再生債務者の株式の取得等を
定めた再生計画案の提出の許可**

令和7年（再）第2号

和歌山県海草郡紀美野町国木原551番地14
再生債務者 国木原開発株式会社

決定の要旨 再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1 再生債務者の株式の取得に関する定め

再生債務者は、下記のとおり再生債務者の発行済株式の全てを無償で取得した上、後記3(3)の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日に、当該株式を全て消却する。

記

(1) 取得する株式の数

全ての発行済み株式である普通株式1万株

(2) 再生債務者が上記(1)記載の株式を取得する日

後記3(3)の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

2 資本金の額の減少に関する定め

再生債務者は、資本金の額を下記のとおり減少させる。

記

(1) 減少する資本金の額

資本金1億円全額

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

後記3(3)の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

3 募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
再生債務者は、下記のとおり募集株式を引き受ける者を募集し、募集株式を株式会社GADSPORTS JAPAN（和歌山県海草郡紀美野町国木原551-14）に割り当てる。

記

(1) 募集株式の数

普通株式100株

(2) 募集株式の払込金額

募集株式1株につき1万円

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込期間
認可決定確定の翌日から1週間以内

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額
金100万円

増加する資本準備金の額
金0円

(5) その他の事項

認可決定確定後の初回の新株発行としては上記のとおりであるが、令和8年9月末を予定している預託金債権者及び一般債権者に対する弁済（一括弁済を選択した債権者については一括弁済日、分割弁済を選択した債権者については第1回目の弁済日）よりも前に、金9800万円の追加の増資を予定している。

令和8年2月27日 和歌山地方裁判所民事部

再生手続終結

令和3年（再）第1号

川崎市幸区古市場1丁目2番地1 エステ・スクエア川崎503
再生債務者 溝口 健次

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法188条2項に定める事由がある。

令和8年2月24日 横浜地方裁判所川崎支部

令和7年（再）第1号

鹿児島市桜島武町26番地1
再生債務者 有限会社海幸

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和8年2月25日

鹿児島地方裁判所民事第3部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第84号

兵庫県西宮市津門稲荷町9番13号
再生債務者 宇都宮 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第7号

兵庫県西宮市上鳴尾町20番1—102号
再生債務者 今井 貴雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第6号

埼玉県狭山市大字水野467番地の102 KUハイツⅢ—202
再生債務者 三浦真砂美

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月8日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(再イ)第5号

兵庫県西宮市高須町1丁目1番11—404号
再生債務者 永井 健之

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第230号

さいたま市南区鹿手袋5丁目16番7—106号
再生債務者 横山 裕俊

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第296号

名古屋市港区小賀須4丁目952番地 コーポラスM 103号
再生債務者 増 正三

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第330号

名古屋市北区如来町94番地の3 如来町貸家D号
再生債務者 菊地 稔

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第9号

名古屋市緑区大高町字追風8番地 ラ・シモール203号
再生債務者 川口 裕顕

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第17号

名古屋市緑区南陵401番地 桶狭間荘11棟103号
再生債務者 増子 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第93号

愛知県刈谷市泉田町半崎152番地3
再生債務者 板倉健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第129号

札幌市中央区北1条西22丁目2番1—807号
再生債務者 松田 大生

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第317号

札幌市北区あいの里3条10丁目16番13号
再生債務者 秦 一夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第17号

札幌市西区西町北2丁目1番12—303号
再生債務者 牛嶋壮美歩

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第20号

札幌市東区中沼1条3丁目1番8号
再生債務者 清水 智志

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第27号

札幌市豊平区岸岸4条9丁目3番17—203号
(住民票上の住所) 札幌市南区藤野2条9丁目15番18号
再生債務者 川嶋あかり

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第40号

福島県須賀川市古舘150番地
再生債務者 山寺 久年

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第52号

群馬県太田市二ツ小屋町347番地8
再生債務者 白子 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和8年(再イ)第5号

奈良県北葛城郡王寺町本町3丁目1330番地の34
再生債務者 川島 竜太

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(再イ)第38号

東京都世田谷区北烏山3-13-14-203

再生債務者 織部 拓

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年5月1日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第92号

東京都板橋区徳丸2-9-22-201

再生債務者 石黒 恭平

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年5月1日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第407号

大阪府東大阪市西上小阪11番16号

再生債務者 森下 理

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第575号

大阪府豊中市大島町2丁目20番15号

再生債務者 松田 国昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第39号

奈良県大和高田市南今里町12番8号

再生債務者 辻本由吏子(旧姓大原)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(再イ)第6号

奈良県橿原市中曾司町223番地の26

再生債務者 西田 直人

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(再イ)第10号

岡山市北区白石西新町10番地127 スカイビレッジ203

再生債務者 鶴田健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第1号

大分県日田市大字三和938番地16

再生債務者 梶原 和之

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

大分地方裁判所日田支部

令和8年(再イ)第7号

鹿児島県日置市伊集院町麦生田794番地60

再生債務者 山内 省吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第21号

福島市立子山字内蔵場57番地

再生債務者 寺島 健吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

福島地方裁判所

令和8年(再イ)第3号

福島市大森字高畑56番地の1モダンK・II205

再生債務者 鈴木 琢磨

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

福島地方裁判所

令和7年(再イ)第216号

東京都練馬区石神井台4-10-20-338

再生債務者 内藤 精一

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第68号

東京都練馬区豊玉北5-17-18 エルムG505

再生債務者 有田 簡子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第7号

川崎市中原区苅宿50番4-2号

再生債務者 山形 寛

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(再イ)第7号

静岡県伊豆の国市南條196番地の1 高野コーポ 402号

再生債務者 高村 幸治

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第498号

大阪府吹田市山田南29番1-213号(営業所の住所大阪府摂津市千里丘1-12-27)

再生債務者 あとりえ月の庭こと 佐藤 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第504号

大阪府吹田市豊津町11番40-603号

再生債務者 宮川 勇人

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第63号

大阪府大正区鶴町4丁目3番2-607号

再生債務者 黒田 智史

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第7号

兵庫県丹波市市島町中竹田1676番地3
再生債務者 浦野 恭子(旧姓山岡)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(再イ)第37号

奈良県大和高田市大字西坊城447番地3
再生債務者 金田 剛朋

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第17号

山口市富田原町5番21-301号 サンテラス
神出、前住所山口市阿知須3212番地2
再生債務者 上田 渉大

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和8年(再イ)第16号

北九州市八幡西区東鳴水3丁目5番1-408号
再生債務者 高木 美香

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第86号

熊本市中央区黒髪5丁目30番6号 ライツェント・K302
再生債務者 植田 睦輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(再イ)第6号

鹿児島市星ヶ峯4丁目22番1号
再生債務者 安田 雄亮

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和8年(再イ)第2号

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本102番地21
再生債務者 田中日出夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和8年(再イ)第3号

新潟市中央区学校町通3番町500番地
再生債務者 若月 勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年5月7日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第1号

静岡県湖西市駅南3丁目6番6号 ニューメゾンドアザレ206
再生債務者 古賀 秀信

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和8年(再イ)第2号

三重県鈴鹿市国府町4922番地の199
再生債務者 小川 瑞輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

津地方裁判所再生係

令和8年(再イ)第3号

北九州市門司区新原町5番2-108号
再生債務者 山手 妙子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(再イ)第19号

北九州市小倉北区神岳2丁目10番20-402号
再生債務者 光山 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第27号

佐賀県伊万里市山代町楠久854番地
再生債務者 山崎 久

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和8年(再イ)第3号

青森県三沢市美野原3丁目17番地2号
再生債務者 吉田 力也

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年(再イ)第482号**

東京都足立区東和4-14-6 エスポワール
東和第二104

再生債務者 安川 洋平

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
- 令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第500号

東京都杉並区上井草2-25-17-106

再生債務者 李 明媛

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
- 令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第362号

東京都新宿区下落合4-9-23-302

再生債務者 相木 正幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
- 令和8年3月2日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第518号

東京都足立区興野2-12-11-101

再生債務者 岡野 真弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
- 令和8年3月2日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第5号

岩手県上閉伊郡大槌町小鎗第20地割75番地42
再生債務者 横田 幸廣

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年（再イ）第118号

宮城県塩竈市錦町18番17号
再生債務者 高橋 唱

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第126号

仙台市泉区明石南3丁目4番地の2 シュ
メールⅡ-201

再生債務者 佐藤 優

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第90号

埼玉県川口市朝日1丁目1番12号 クレスト
川口201号

再生債務者 柳 竜次

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月27日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第175号

埼玉県上尾市大字上尾村1335番地58
再生債務者 池上 影近

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第20号

埼玉県春日部市大枝89番地 武里団地3街区
7棟403号

再生債務者 南部友梨子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年（再イ）第39号

川崎市高津区下作延2丁目37番15号 パスト
ラル笹ノ原B 202

再生債務者 山本 英明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第46号

岐阜市茶屋新田1157番地1

再生債務者 松下 隆

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第66号

岐阜県関市宮地町6番6号

再生債務者 古田 宣明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第156号

愛知県半田市花園町5丁目5番地の1 ハー
トヒルズ花園12A号

再生債務者 森田 和久

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第300号

愛知県あま市甚目寺松山50番地 グランレイ
ム甚目寺403号

再生債務者 唐澤 貴絵

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第317号

愛知県知多郡美浜町大字豊丘字五宝94番地

再生債務者 中野 翔太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第2号

岩手県気仙郡住田町上住字小台27番地

再生債務者 水野 公

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年（再イ）第81号

東京都調布市国領町1丁目18番地43 レガ
ーレ国領エスト102（開始決定時の住所）東京
都調布市若葉町2丁目20番地7

再生債務者 栄沢 隆行

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第92号

東京都八王子市東浅川町567番地1 マイ
キャッスル東浅川102号

再生債務者 馬場 昭彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第17号

長野県岡谷市堀ノ内1丁目1番12号
再生債務者 依田 和弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（再イ）第50号

静岡県沼津市桃里357番地の2

再生債務者 小川 昌美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第6号

三重県伊勢市勢田町940番地11

再生債務者 奥田 知也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

津地方裁判所伊勢支部再生係

令和7年（再イ）第30号

奈良県葛城市東室209 プライムコートA
102

再生債務者 内本 勝也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（再イ）第109号

埼玉県入間市宮寺499番地6

再生債務者 伊藤 延之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再口）第13号

埼玉県坂戸市鶴舞2丁目16番9号
再生債務者 川面 壮平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第488号

大阪府茨木市戸伏町18番6号 オリーブハイ
ツ 101号
再生債務者 佐武 佐幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第501号

大阪府守口市八雲北町2丁目5番11-303号
再生債務者 川邊 則子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第252号

札幌市手稲区星置1条3丁目6番3-511号
再生債務者 猪口 亨子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第288号

札幌市手稲区星置1条8丁目18番7-801号
再生債務者 富山 翔也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第113号

埼玉県所沢市若松町807番地の1 ペットケ
アビレッジ若松町A-102
再生債務者 小玉 将太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（再イ）第21号

三重県名張市さつき台2番町256番地
再生債務者 松下 和義

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

津地方裁判所伊賀支部

令和7年（再イ）第3号

熊本県天草市河浦町崎津327番地
再生債務者 海付 貴久

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月17日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年3月3日

熊本地方裁判所天草支部

令和7年（再イ）第33号

山口県下関市秋根上町2丁目8番1-103号
アンソレイエ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年（再イ）第56号

熊本県上益城郡益城町大字赤井310番地1
再生債務者 田口 良市

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第65号

熊本市中央区上林町3番38号 パレイシャル
生駒Ⅱ 301

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第14号

新潟県糸魚川市大字寺地1853番地2 市宮寺
地住宅D504号

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第34号

山口県下関市貴船町3丁目6番1-207号
エイルヴィラガーデンヒル貴船

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年（再イ）第38号

兵庫県明石市港町6番2号 サンリービ明石
302号

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年2月27日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年（再イ）第13号

青森市大字安田字近野256番地39
再生債務者 大坂 健一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月31日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第23号

広島県呉市安浦町内海北6丁目5番4号
再生債務者 倉本 惠美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月3日

広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生計画面認可

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年（再イ）第47号

愛知県豊川市御津町大草東郷17番地14
再生債務者 ゴンサルヴェス ファビオ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所豊橋支部

小規模個人再生による再生計画面取消**平成30年（再イ）第199号**

愛知県知多市八幡字北屋敷1番地の1 ビ
ボットマンション八幡303（認可決定時の住
所）愛知県知多市八幡字新道59番地の573

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和元年7月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
令和8年3月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年(再イ)第71号**

京都府宇治市羽拍子町47番地の33

再生債務者 太田工務店こと 太田翔太郎

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
令和8年3月3日

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始**令和8年(再口)第1号**

兵庫県明石市大久保町八木637番地の9

再生債務者 石井 亜矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和8年(再口)第2号

神戸市西区美賀多台1丁目8番地 104号

再生債務者 寺尾 卓也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和8年(再口)第1号

岡山県倉敷市福江1200番地45

再生債務者 川端 誠志

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月16日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再口)第10号

熊本県宇土市松原町191番地5

再生債務者 内村 修

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月21日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年(再口)第10040号**

東京都葛飾区堀切2-47-4

再生債務者 池田 憲史

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月5日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第5号

北九州市門司区吉志3丁目6番4-606号

再生債務者 平良 康秀

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月2日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再口)第7号

宮城県亶理郡亶理町字先達前108番地10

再生債務者 佐藤 広伸

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月24日まで
令和8年3月3日

仙台地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年(再口)第10032号**

東京都世田谷区北沢4-32-23-301

再生債務者 佐々木啓太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第1号

千葉県大網白里市富田2113番地76

再生債務者 由利 貴嗣

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月3日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再口)第11号

京都府宇治市五ヶ庄大林25番地の173

再生債務者 杉谷 晋一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月2日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月3日

京都地方裁判所第5民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和8年(チ)第2号

静岡県伊豆市熊坂186番地の3

申立人 熊坂温泉管理有限会社

住所・居所 不明

(一部不動産登記記録上の住所) 東京都中野区鷺宮三丁目15番4号

(一部不動産登記記録上の住所) 東京都中野区中央五丁目41番18号

所在等不明共有者 亀倉 常枝

届出期間満了日 令和8年6月29日

令和8年2月27日 静岡地方裁判所沼津支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 伊豆市熊坂字上山畑
地番 186番3
地目 宅地
地積 44.17平方メートル
所在等不明共有者持分 32分の4
- 2 所在 伊豆市熊坂字上山畑
地番 186番7
地目 鉱泉地
地積 3.31平方メートル
所在等不明共有者持分 32分の4

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第9号

東京都大田区西蒲田7丁目32番2号

申立人 株式会社ワールド開発

亡矢根廣寛の最後の住所川崎市幸区古市場2

丁目126番地

所有者 亡矢根廣寛相続財産

届出期間満了日 令和8年4月22日

令和8年2月27日 横浜地方裁判所川崎支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 川崎市幸区古市場二丁目
地番 126番4
地目 宅地
地積 180.49平方メートル
- 2 所在 川崎市幸区古市場二丁目126番地4
家屋番号 357番
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板瓦交葺2階建
床面積 1階 59.50平方メートル
2階 24.79平方メートル

令和7年(壬)第15号

堺市堺区北三国ヶ丘町4-2-10
 申立人 広瀬 誠弥
 (亡谷口文夫の最後の住所) 堺市堺区北三国ヶ丘町4丁2番9号
 所有者 亡谷口文夫相続財産
 (不動産登記記録上の所有者) 谷口多喜子
 届出期間満了日 令和8年4月20日
 令和8年2月27日 大阪地方裁判所堺支部
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 堺市堺区北三国ヶ丘町四丁
 地番 128番3
 地目 宅地
 地積 144.59平方メートル
- 2 所在 堺市堺区北三国ヶ丘町四丁128番地3
 家屋番号 128番3
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 63.80平方メートル

令和8年(壬)第1号

和歌山市和歌浦南1丁目4-13
 申立人 関口 一
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 大阪府枚方市川原町10番9号島津ビル3階
 所有者 合同会社ひらかたエンタープライズ
 届出期間満了日 令和8年5月15日
 令和8年2月27日 和歌山地方裁判所
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 和歌山市和歌浦南一丁目
 地番 1539番
 地目 宅地
 地積 73.38平方メートル
- 2 所在 和歌山市和歌浦南一丁目1539番地
 家屋番号 1284番
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 36.36平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管

理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(壬)第4号

新潟市東区岡山819番地
 申立人 田中 作一
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 新潟市東区岡山634番地
 所有者 亡田中龍英相続財産
 届出期間満了日 令和8年4月24日
 令和8年2月26日 新潟地方裁判所
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 新潟市東区岡山
 地番 756番6
 地目 用悪水路
 地積 21平方メートル
- 2 所在 新潟市東区岡山
 地番 757番7
 地目 用悪水路
 地積 15平方メートル
- 3 所在 新潟市東区岡山
 地番 759番2
 地目 田
 地積 853平方メートル
- 4 所在 新潟市東区岡山
 地番 824番
 地目 田
 地積 347平方メートル
- 5 所在 新潟市東区岡山
 地番 896番1
 地目 田
 地積 820平方メートル
- 6 所在 新潟市東区本所字居浦
 地番 280番1
 地目 田
 地積 784平方メートル
- 7 所在 新潟市東区本所字居浦
 地番 280番2
 地目 田
 地積 1092平方メートル

- 8 所在 新潟市東区本所字居浦
 地番 866番
 地目 畑
 地積 191平方メートル
- 9 所在 新潟市東区猿ヶ馬場字東境田
 地番 2番1
 地目 田
 地積 1937平方メートル

令和8年(壬)第1号

新潟県佐渡市千種232番地
 申立人 佐渡市
 住所・居所 不明
 所有者 佐渡郡吉井村大字三瀬川
 届出期間満了日 令和8年4月27日
 令和8年2月26日 新潟地方裁判所佐渡支部
 (別紙) 物件目録
 所在 佐渡市三瀬川字松才
 地番 597番1
 地目 宅地
 地積 756.13平方メートル

令和8年(壬)第4号

福岡県久留米市宮ノ陣町大杜1503番地4
 申立人 緒方 伸行
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 久留米市宮ノ陣町大杜1446番地
 所有者 緒方 清
 届出期間満了日 令和8年4月27日
 令和8年2月27日 福岡地方裁判所久留米支部
 (別紙) 物件目録

- 1 所在 久留米市宮ノ陣町大杜字前開
 地番 1504番2
 地目 畑
 地積 66平方メートル

令和7年(壬)第10号

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
 申立人 九州電力送配電株式会社
 代表者代表取締役 今村 弘
 福岡県八女市大字山内547番地の1
 所有者 熊谷フクヨ
 届出期間満了日 令和8年4月24日
 令和8年2月26日 福岡地方裁判所八女支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 八女市山内字城ノ東
 地番 1263番
 地目 山林
 地積 4004平方メートル
- 2 所在 八女市山内字城ノ東
 地番 1264番
 地目 山林
 地積 5291平方メートル

会社その他の公告**合併公告**

左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月十九日までにお申し出下さい。

令和八年三月十一日

埼玉県上尾市緑丘一丁目九番五号

(甲) 医療法人社団榎本会

理事長 榎本 信行

東京都港区高輪三丁目五番二〇号クラフトメソの高輪台一階

(乙) 医療法人社団東京榎本会

理事長 榎本 信行

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十四頁(号外第四号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目一五番三号

(甲) クレハ薬品商事株式会社

代表取締役 吉川 正男

大阪府堺市堺区旭ヶ丘南町三丁目三番三〇号

(乙) 有限会社高橋薬局

取締役 吉川 正男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月八日
掲載頁 九十二頁(号外第二六八号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十六日
掲載頁 六十三頁(号外第二七四号)
令和八年三月十一日
福岡市博多区山王一丁目二番一九号

(甲) 株式会社ニック
代表取締役 吉川 正男
山口県下関市豊浦町大字小串一〇〇〇八番地一七五
(乙) 株式会社豊浦薬局
代表取締役 平尾 真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社CARCA LISの株式の保有及び管理事業に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日
掲載頁 二四七頁(号外第一六九号)
令和八年三月十一日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー三六階
(甲) 株式会社ARCA LISホールディングス
代表取締役 藤澤 朋行
東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー二一階
(乙) アクセリド株式会社
代表取締役 池浦 義典

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都目黒区東が丘一丁目五番一八号
レバレッジデザイン合同会社
代表社員 金子 岳人

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都八王子市明神町三丁目二〇番六号
グリユクマネーコンサルティング合同会社
代表社員 滝沢 淳

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
合同会社蒼洋
代表社員 長瀬健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
長瀬興業合同会社
代表社員 長瀬俊二郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
合同会社Base three
代表社員 長瀬元三郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル2F1C
Be Era合同会社
代表社員 山口 立馬

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都杉並区高円寺南一丁目一八番一四一〇一号室
合同会社ヤプラス
代表社員 柳瀬興太郎

組織変更公告

当組合は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
岐阜県津川市加子母二二〇一番地
協同組合東濃ひのきの家
代表理事 中島 紀千

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
愛知県名古屋市中区栄三丁目二七番七号
ヒロモリパートナーズ合同会社
代表社員 廣森 陽輔

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都港区北青山二丁目二番二〇号二階
株式会社OHANA
代表取締役 三枝 愛弓

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
沖縄県浦添市当山二一三五一一三
金城茂之Trry Error Retry合同会社
代表社員 金城 茂之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し四百九十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.free.co.jp/companies/120703/announces
令和八年三月十一日
東京都港区北青山二丁目二番二〇号二階
株式会社OHANA
代表取締役 三枝 愛弓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百三十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月十一日
新潟県柏崎市大字安田七五八六番地
株式会社サイカワ
代表取締役 西川 正男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十七億六千五百四十六万五千五百七十七円、資本準備金の額を金十七億六千五百四十六万五千五百七十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十一日
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町九〇八番地
株式会社相川エウイティマネジメント
代表取締役 中村 大輔

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十一日
東京都港区北青山二丁目二番二〇号二階
株式会社OHANA
代表取締役 三枝 愛弓

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

